

輸出用GAP 農場用 管理点と適合基準【青果物】に対してお寄せいただいたパブリックコメントへの対応

※今回公表する基準書は名称がパブリックコメント募集時の輸出用GAPからJGAP Advanceに変更になっています。

AdvanceはBasicを包含しており同じ管理点番号を使用しています。そのため、Basicについてもこの対応表にて兼用させていただきます。Advanceのみの項目は、注1)欄にて“●”で示す。

No.	輸出用GAP(パブリックコメント版)			Advanceのみ注1)	提案者	問題点・疑問点・改正提案	JGAP 2016	
	管理点番号	レベル	管理点				対応	管理点番号
1	7.3	必須	遺伝子組換え作物の販売	-	会員	遺伝子組換えは国内の生産者にはほとんど関係ないので一つの管理点にまとめたかどうか。	23.3にまとめた。	23.3
2	9.1	必須	商品への表示	-	指導員	「出荷する商品には、出荷する国の法令に従って、以下の表示事項の内、その商品に必要な表示を行っている。」 ここは、「出荷する商品には、出荷する国の法令に従って表示を行う」とした方が良い。 また、トレサの要求なので、「農場内・農場外」のトレサを要求する必要がある。	国によって必要な項目が変わってくる法令ではなく、JGAPとして必要な項目に絞り、下記の4つの表示を行っているとした。 ① 農場名 ② 名称 ③ 原産地 ④ 内容量(密封された容器包装の場合)	10.1.1
3	9.4	必須	収穫記録	-	指導員	ここまで細かく要求すべきか。 この項目はトレサのつながり(農場内・外)により選択すべききもので、ここで固定した基準を設けることは不相当である。 トレサの仕組みを考えることにより自動的に必要項目が出てくるものである。	記録すべき内容を明確にするため。 また、収穫ロットの例示を入れてわかりやすくした。	10.1.3
4	16.1.1	必須	農産物取扱い工程で使用する水の安全性	-	会員	青果物の場合、選果工程で使う水を一律に大腸菌不検出にするのは厳しいのではないか。	農産物を最後に洗う水、収穫後に霧吹きに使う水、農産物と触れる水、農産物と接触する機械や容器の洗浄に使用する水及び作業者の手洗いに使用する水に限定した。	16.1.2
5	17.2.8	重要	りんごのパツリン	-	指導員	農水省より「国産原料りんご果汁のパツリン含有実態調査の結果について」で情報提供が以下のとおりある。 農水省の情報 ⇒パツリンは、青かびの一種であるペニシリウム属やアスペルギルス属等のかびが産生するかび毒であり、りんご果汁を汚染することが知られています。これらのかびは、りんごの収穫、包装、輸送時等に受けた損傷部から侵入するとされており、不適切な貯蔵等によりパツリンを産生します。特に、台風等により落下して傷が付くとともに、土壌に直接接触した果実は、パツリン汚染のリスクが高いと考えられます。 とあります。 よって、「土壌に落ちた果実は果汁原料にしない」と付け加えるべきです。	「5.3.1農産物特有の食品安全危害要因の抽出」に移動した。 取組例・備考欄で「①パツリンはカビ毒の一種であり、土に落下した果実への土の付着と傷口からの侵入が報告されているため、収穫時に注意が必要である。また、選果段階における腐敗果の選別の徹底、貯蔵中の温度管理に注意する。」と追加した。	5.3.1

No.	輸出用GAP(パブリックコメント版)			Advance のみ 注1)	提案者	問題点・疑問点・改正提案	JGAP 2016	
	管理点 番号	レベル	管理点				対応	管理点 番号
6	17.2.9	必須	スプラウト類の食品衛生対策	-	指導員	③毎月サルモネラやO-157の検査をするのは大変なのではないか。	「③ 月1回以上農産物の微生物検査を行っている。大腸菌について検査を行い、大腸菌が検出された場合は、大腸菌の検査頻度を週1回以上に増やし、サルモネラ族菌及び腸管出血性大腸菌についても検査を行う。衛生管理の作業手順の改善を行い、連続して陰性結果が得られ、衛生管理が適切に実施されていることが確認できるまで検査を継続する。」とした。	13.2.1
7	17.4.1	努力	スプラウト類の衛生管理区域	-	技術委員	衛生管理区域という概念が必要なのか。	パブリックコメント版17.4.1及び17.4.2をあわせて、「スプラウト(種子・作物を含む)を扱う場所」とした。	17.5.1
8	17.5.1	必須	きのこ施設の衛生管理	-	会員	③小動物・害虫の対策は有害生物の管理点と重複する。	③は削除した。	17.6.1
9	23.2.2	重要	スプラウト類の種子の保管	-	技術委員	適合基準「① 種子は直接壁や床に接触しないように保管している。」は、取組例ではないか。	取組例に移動した。	23.1.2
10	23.2.3	重要	きのこ類の種菌の取扱い	-	会員	適合基準「① 種菌は直接壁や床に接触しないように保管している。」は、②の取組例ではないか？	取組例に移動した。	23.1.3
11	24.1.4	重要	土壌残留の考慮	-	会員	土壌処理農薬だけでなく通常の散布による農薬でも問題が起こる可能性があるようだが。	土壌処理農薬の限定をはずした。 管理点の名称も「残留農薬の後作への考慮」とし、取組例・備考を充実させた。	24.1.4